

訪問型サービス(A2)サービスコード表(令和6年4月以降～)

※黄色…変更、水色…新規、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位			
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176単位	1,176	1月につき	変更		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割			39	1日につき	変更		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349	1月につき	変更		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割			77	1日につき	変更		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727	1月につき	変更		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割			123	1日につき	変更		
A2	2411	訪問型独自サービス21	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				287単位	287	1回につき	変更
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	変更		
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220	変更		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合				163単位	163	新規	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	新規	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11日割	日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	新規			
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12	(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	新規			
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12日割	日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	新規			
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13	(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	新規			
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13日割	日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	新規			
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	新規			
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2	新規		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2	新規		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	新規				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の10%減算		変更	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の15%減算	1月につき	新規	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の12%減算		新規	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100				
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200				
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算				50	月1回程度	新規
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の63/1000 加算	1月につき		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の24/1000加算				

注 (2411)(2511)(2621)(1411)の合計単位数は、1月につき、(1321)の単位数の範囲内で算定

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能です。

訪問型サービス(A3)サービスコード表(令和6年4月以降～)

※黄色…変更、水色…新規、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A3	1001	訪問型サービスA 1割負担	訪問型サービス A	事業対象者・要支援1・2 250 単位		90%	250	1回につき	
A3	1002	訪問型サービスA 2割負担				80%			
A3	1003	訪問型サービスA 3割負担				70%			
A3	1101	訪問型サービスA 1割負担 初回加算		事業対象者・要支援1・2 200 単位		90%	200	1月につき	
A3	1102	訪問型サービスA 2割負担 初回加算				80%			
A3	1103	訪問型サービスA 3割負担 初回加算				70%			
A3	2001	訪問型サービスA 1割負担 高齢者虐待防止措置未実施減算		事業対象者・要支援1・2 -2 単位		90%	-2	1回につき	新規
A3	2002	訪問型サービスA 2割負担 高齢者虐待防止措置未実施減算				80%			新規
A3	2003	訪問型サービスA 3割負担 高齢者虐待防止措置未実施減算				70%			新規

通所型サービス(A6)サービスコード表(令和6年4月以降～)

※黄色…変更、水色…新規、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	変更
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割		59	1日につき	変更
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	変更
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割		119	1日につき	変更
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	変更
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		変更
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	新規
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	新規
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	新規
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	新規
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	新規
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		新規
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	新規
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	新規
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	新規
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	新規
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	1回につき	新規
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算		新規
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94		新規
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	新規
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	R6.3.31まで	
A6	5002	(通所)予防給付型運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		変更
A6	5006	(通所)予防給付型複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480		R6.3.31まで
A6	5007	(通所)予防給付型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480		R6.3.31まで
A6	5008	(通所)予防給付型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上 480単位加算	480		R6.3.31まで
A6	5009	(通所)予防給付型複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700	700		R6.3.31まで
A6	5005	(通所)予防給付型事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		R6.3.31まで
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	R6.3.31まで	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	4003	(通所)予防給付型生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			

A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ペースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

- 注 (1111) 要支援1または週1回のサービスが必要な事業対象者で、提供回数が月5回以上の場合に使用。
- (1121) 要支援2または週2回のサービスが必要な事業対象者で、提供回数が月9回以上の場合に使用。
- (1113) 要支援1または週1回程度のサービスが必要な事業対象者は、原則としてこの単位×回数で請求。ただし、提供回数が月5回以上の場合は、「(1111)1,798単位」を使用。
- (1123) 要支援2または週2回程度のサービスが必要な事業対象者は、原則としてこの単位×回数で請求。ただし、提供回数が月9回以上の場合は、「(1121)3,621単位」を使用。
- ※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。
- ※事業所が送迎を行わない場合については、(1111)を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、(1121)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算します。
- ※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ペースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能です。

介護予防ケアマネジメントサービス(AF)サービスコード表(令和6年4月以降～)

※黄色…変更、水色…新規、灰色…廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマ ネジメント費	事業対象者 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	442単位	100%	442	1月につき
AF	2311	介護予防ケアマネジメントB			442単位	100%	442	
AF	3001	介護予防ケア 高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算		-4単位減算	100%	438	
AF	3101	介護予防ケア 業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算		-4単位減算	100%	438	
AF	4001	介護予防ケア 初回加算	初回加算		300単位加算	100%	300	
AF	6132	介護予防ケア 委託連携加算	委託連携加算		300単位加算	100%	300	